

湖沼環境研究分野の研究連携拠点における連携協力に関する基本協定

国立研究開発法人国立環境研究所、滋賀県および環境省（以下「三者」という。）は、相互信頼の精神に基づき、湖沼環境研究分野の研究連携拠点（以下「拠点」という。）における連携協力に関する基本協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が密接な連携の下で各機関の人材、知見等を活用することにより、拠点における湖沼環境研究を推進し、琵琶湖の保全および再生に資するとともに湖沼環境研究の更なる発展と研究成果の活用・実用化を図ることを目的とする。

（連携協力）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 琵琶湖における湖沼環境研究の実施
- (2) 湖沼環境研究に関する情報の収集および発信
- (3) 湖沼環境研究に関する人材交流および人材育成
- (4) 研究成果の活用・実用化に関する事項
- (5) 拠点の管理および運営
- (6) その他必要と認める事項

（連携協力の実施）

第3条 前条に掲げる事項の実施に当たっては、あらかじめ三者の間で連携協力の方法等を協議の上、具体的条件等を定めるものとする。

（本協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3か月前までに三者のいずれかから本協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（本協定の見直し）

第5条 三者のいずれかが本協定の見直しを申し出たときは、その都度、誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

（実施協定）

第6条 第2条各号に掲げる事項のうち、具体的な取組の実施に必要な事項については、別途三者の間で締結する実施協定により取り決める。

（その他）

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合または本協定に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、三者が各1通を保有する。

平成29年2月17日

茨城県つくば市小野川16番2号
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

住 明 正

滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
知事

三 田 大 造

東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
環境省
総合環境政策局長

奥 主 喜 美